

物品購入(単価)契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の単価契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別紙仕様書及び図面等（別紙仕様書及び図面等が添付してある場合）に従いこれを履行しなければならない。

(納入方法)

第2条 受注者は、契約書記載の契約期間中発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、受注者は、ただちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

(検査)

第3条 発注者は、前条の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立合いのもとに検査を行うものとする。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は、現品を受領し、ただちに受領書を受注者に交付する。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(代金の支払い)

第5条 受注者は、第3条の検査合格後その代金の支払いを発注者に請求するものとし、発注者は、受注者からの適法なる請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(履行延滞)

第6条 受注者が物品を発注者の指定する期日までに合格品を納入できないときは、発注者は、特に延滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の延滞料は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じて売買代金（延滞物品の数量に契約書記載の単価を乗じた額）につき年2.5パーセントの割合で計算した金額とし、代金支払の際に当該代金から控除するものとする。なお、不足額があるときは、その不足額を徴収することができるものとする。

2 天変地異等発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納入期日が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

(事情の変更)

第7条 発注者が、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者とが協議のうえ単価契約の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第8条 受注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めた場合は、発注者は、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、前条第1項に規定する中止期間が3か月以上に及ぶときは、発注者と協議のうえこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第8条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」と

いう。)があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき(当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟(以下この条において「抗告訴訟」という。)が提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令(以下「課徴金の納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。)
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。)において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(暴力団排除措置による解除)

第8条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 受注者の役員等(羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(以下「暴排措置要綱」という。)第2条第8号に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人等(暴排措置要綱第2条第7号に規定する法人等をいう。以下同じ。)若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴排措置要綱第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)を利用しているとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

(損害賠償)

第9条 第8条第1項、第8条の2又は第8条の3の規定によりこの契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者は、損害賠償の責めを負う。

2 前3条の解除により受注者に生じた損害については、発注者は、その責めを負わない。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(権利又は義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。